## 城陽市廃棄物減量等推進審議会会議録

会 議 名 城陽市廃棄物減量等推進審議会

日 時 令和4年(2022年)10月18日(火)

【第一部】 13:00~

【第二部】 16:15~

場 所 【第一部】城南衛生管理組合施設

【第二部】城陽市役所2階 第1会議室

出席委員 山川会長、北川副会長、栗山委員、生駒委員、村田委員、一井委員、 並川委員、渡邊委員 以上8名

欠席委員 なし

事務局 森田部長、堤次長、成田課長、辻館長、伊庭係長 以上5名

傍聴者 なし

次 第 1. 開会

2. 施設見学

【第一部】

- (1) 施設見学会
  - ・エコ・ポート長谷山
  - ・リサイクルセンター長谷山
- 3. 市側あいさつ
- 4. 会議内容

【第二部】

- (1)(仮称)城陽市ポイ捨て禁止条例の制定について 資料1
- (2) その他 資料2 資料3
- 5. 閉会

## 【第一部】省略

事務局 定刻になりましたので、始めさせていただきます。 会長よろしくお願いします。

会長 処分場の施設見学会はお疲れ様でした。 次第に従いまして、市側のあいさつをお願いします。

3. 市側あいさつ

森田部長あいさつ

会長ありがとうございました。

## 4. 会議内容

(1) (仮称) 城陽市ポイ捨て条例の制定について

会 長 それでは(仮称)城陽市ポイ捨て条例の制定についての説明を、事務局から受け たいと思います。

事務局 説明の前に城南衛生管理組合からペットボトルからペットボトルへという資料 とフードドライブについての資料を配布させていただいています。 (事務局より資料に基づいて説明)

会 長 ありがとうございました。説明いただきました。 何かご質問等ございませんでしょうか。

- 委員 三点あります。まず、京都府内のポイ捨て禁止条例の制定状況をお聞かせください。二つ目は、不法投棄を禁止する法律、条例があると思いますが、それらと、 どう違うのか。三つ目は、罰則規定を設けられるようですが、実際には抑止効果・ 規制の趣旨なのかということをお聞かせください。
- 事務局 他市町の状況ですが、環境美化という位置付けのポイ捨等を含んだ条例等を制定されています。最近、亀岡市及び木津川市がポイ捨て禁止という名称を使われたので、本市も同様の名称を考えています。

次に不法投棄との関連ですが、不法投棄にポイ捨ても該当すると思われますが、 たばこやペットボトル等のポイ捨てを不法投棄として警察に告訴するというの は現実的ではないと考え、過料という形で罰則も含めた禁止条例としたいと考え ています。

三点目に、過料としてどのように対応していくかという部分が出てきますが、基本的に過料として段階的に、まず指導する、指導に従わない場合は過料にするとし、指導したときに過料にいくまでに現状復帰をしてもらうというふうに考えています。

会長はい、ありがとうございました。

委員 三点目について、現場で取り締まるというのはかなり困難ではと考えます。この 前、亀岡市の取組報道がありました。内容は市内でポイ捨てがあればスマホで撮 影して市に情報発信し、ポイ捨てに生かそうという取組でしたが、他人の写真や 関係ない写真が送られてきて、十日間位で取り止めたとありました。

市民の協力を得て実施するというのはいいのですが、市役所が管内全般を監視するというのはなかなか困難であり、かなりの負担と危惧します。城陽市の取組の趣旨については、賛同します。

会長ありがとうございました。他にございませんか。

不法投棄との関連については、廃棄物処理法及び城陽市の廃棄物の条例との関係と思います。あと軽犯罪法でごみ等をみだりに捨ててはいけないとあります。こちらは、産廃などの不法投棄と違い、ポイ捨て等を対象にしたものと思います。他の自治体でも一定整理されていると思いますが、事務局としてどういうような整理で条例を位置付けるかは、明確にしておく必要があると考えます。

過料や指導にしても、基本は現場を押さえる、見つけないとできないという発想 で考えているのか。そうではなく他を考えているのか。

あと一点、あくまで罰則というのは抑止効果をねらったものとして、自治体によって監視やパトロール、清掃活動等、そういった事業的な部分を組み込んだ取組をされている場合があるかと思いますが、そのあたりについて今後の意向ですね。 以上三点について考えをお聞かせください。

事務局 まず、位置付けとしまして、ポイ捨て行為者を捕らえる捜査を行うことは困難で あると考えており、パトロール中にポイ捨て行為を発見した場合に罰則を考えて います。

二つ目は、条例により発見した場合に指導できる行為、現行犯で行いたいという考えです。

三つ目は、現行犯による抑止効果がある形で考えています。今後、この条例をどのように運用していくかは検討していきたいと考えています。

- 会 長 パトロールなど抑止のための行動は条例の中に組み込まないということでしょ うか。そこは文言として何か入れるのか、入れないのかというところで、今後の 条例の作成が変わってくるのではと思いますが、どうでしょうか。
- 事務局 今のところ、条例上にパトロールは入れないつもりでいます。この条例に基づく パトロールを行うという考えでいます。
- 会 長 予算措置的には問題はないということですか。
- 事務局 条例の運用上、財政部門との調整がありますので、全部が全部とはいかないと思います。
- 会 長 ありがとうございます。他に、何かご意見等ございませんか。
- 委員 私の住んでいる地域に地下道があります。週末バーベキューをされるのか、週初めに散歩すると必ずと言っていいほどごみが残っています。火の使用禁止の看板があるのに。木津川の土手でも食事の後のごみが散乱している状況が多々あります。一人一人がごみを持って帰るという意識を持って欲しいと常々思っており、

抑止するための何かがあればと考えます。

それと、マスクのごみをよく見ます。拾うのは抵抗ありますね。

会 長 マスクの不織布はプラスチックですので、いわゆる海洋プラの話につながります。 今の時代に合わせて海洋プラの削減につながるように啓発に重点を置くとか、ご みを持ち帰るというところをアピールしていくような条例にしていくとか、従来 型から方向性を少し変えていくのもありなのではと、今の話を聞いてあえて思い ました。

他の皆さんご意見いかがでしょうか。

委 員 市内をよく走行しますが、思ったほどポイ捨ては少ないという印象です。市内で ポイ捨てが多い地域は把握されているのですか。

意見ですが、他の市町が制定しているといって城陽市も制定しますではなく、ポイ捨てが少ないのであればわざわざ制定する必要はないのではと思います。

事務局 実際にクリーン活動を継続して活発に行っていただいている効果や市民の方々 のポイ捨てに対する意識が高いと感じており、確かにポイ捨てはそう多くないと 思います。背景でご説明しましたが、令和6年の新名神の開通やその後にアウト レットの開業等に伴う交流人口の増加等で人の流れが大きく変化していくだろう と想定されます。

従来の市民の方々の意識の継続と市内に来られる方々に城陽市はごみに対してポイ捨てに対して厳しい目で見ているのですよ、ということを対外的に発信していく時期だと考え制定を目指しているところです。

会長ありがとうございます。

城陽市民だけではなく、城陽市に来られる方にも示すという施策も具体的に必要 と考えますので、検討いただきたいと思います。

他に、ございませんか。

委員 いろんな媒体を使って啓発の必要性は特に感じます。

先ほどの質問ですが、指導して従わなかったら過料に処すとなっていますが、実際どういうような行為を行ったら罰則になるのか見えてきません。

京都市の繁華街でタバコを吸ったら過料に処すと。指導員の方がパトロールを行って発見したら指導を行って従わなかったら次の段階に行くとありましたが、実際、運用中はトラブル等が発生して、いろんな面で難しいと聞きました。

城陽市も運用の際は、より綿密に他の市町の事例等を参考に取り決めを行う必要があると思います。

会長ありがとうございます。

過料の実効性は未知数ですが、条例として実効性があるようにきちんと制定していただきたいと思います。

他に、何かございませんか。

事務局から何かありませんか。

ないようですので、次に移ります。

会 長 その他について、資料2、資料3の説明を事務局から受けたいと思います。

事務局 (事務局より資料に基づいて説明)

会 長 ありがとうございました。事務局から二点の説明を受けました。 何か、ご質問ご意見ございませんか

会 長 先ほど、バッテリーをどう処分したらよいのかと話をしていました。 広報活動はどのようにされたのですか。

事務局 広報誌や市ホームページ、SNSの発信を行っています。

会 長 市民全体に情報発信をしていただき、地道に啓発を続けてほしいと思います。 皆さん、何かありませんか。

会 長 フードドライブについて、以前に述べたと思うのですが、スーパーやコンビニ等、 食料品を扱っているお店に参画していただくよう働きかけていくことが重要だ と思っています。また、フードドライブだけではなく食料品店等から発生する廃 棄するような食品をフードバンクに活用できるようなルート作りができるよう になればと考えます。京都市内では大手チェーン店、京都生協などいくつかの企 業が取組みしています。それらを参考にしていただければと思います。 他に、何かございませんか。

委員 今後のフードドライブの予定をお聞かせください。

事務局 今年度10月から、市役所一階の市民活動推進課及び衛生センターで常時受付を 開始しました。取組を開始してから3年目になり、過去2年は食品ロス月間にな っている10月に期間限定で実施してきました。来年も同様に行いたいと考えて います。ご存じない市民の方も多く、啓発のさらなる取組を非常に感じています。

委員 城陽市のフードドライブ事業は新聞記事で知りました。テレビで見たのですが、 ケーキ屋さんやお肉の卸問屋が食品ロスを防ぐため割り引いて販売しておられ ました。たいへん盛況でした。物価高の中ありがたいですし、食品ロスも防げる という一挙両得いい方法だと思いました。そういった販売方法がもっと浸透して いってほしいと感じています。

委員 捨てないようあまったものはご近所におすそ分けしています。

事務局 食品ロスの取組は、いろいろな方法があるということですね。

委 員 訪問している高齢者のお宅は一人暮らしが多く、どうしても食品ロスが多く出ま す。フードドライブに回せず廃棄せざるを得ません。

フードドライブの回収拠点である銀行等の場合、土・日曜日や営業時間、回収期間に制約がありますし、そもそも取組を知らない方も多いと思います。たとえば、学校に協力を求める方法はいかがでしょう。子供が学校に持っていけるので、無理なく回収が進むのではと考えます。フードドライブの回収期間や回収方法及び広報等の啓発拡充に取組をしていただければと思います。

事務局 フードドライブ事業の活動趣旨をもっともっと広めて分かっていただくことが

必要です。現在、市が主体で実施していますが、たとえば学校が主体になっていただいたりして、この事業が社会全体に拡大して大きな動きとなり定着していければと考えます。

会 長 いろんな連携をして市民全体にお伝えすることが重要ですので、今いただいたご 意見を参考に検討していっていただければと思います。 他に、ございませんか。無いようですので事務局お願いします。

事務局 本日は委員の皆さん真摯に議論いただき誠にありがとうございました。 報告ですが、前回の審議会におきまして高齢者等によるごみ出しが困難な方への 戸別収集についての議題をさせていただきました。現在も引き続き福祉部門と協 議を進めるとともに先進自治体の事例を参考に実施に向けた調整を行っていま す。

次に、次回審議会の開催ですが、来年5月頃を考えています。近づきましたらご 連絡をさせていただきます。事務局からは以上です。

会 長 以上で終了とさせていただきます。本日は施設見学と会議ということで長時間と なりました。ありがとうございました。